

契 約 書（案）

（総則）

- 第1条 町田市（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇株式会社（代表企業）、〇〇〇〇株式会社、〇〇〇〇株式会社を構成員とするグループ（以下「乙」という。）は、本契約書に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る金額を支払う。
- 3 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 委託業務の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

（契約の目的）

- 第2条 この契約は、乙が甲に提供する照明設備LED化業務委託の設計、施工、維持管理、省エネルギーの検証（以下「ESCOサービス」という。）のために必要なLED照明設備を甲の施設内に設置する工事の調査、設計、施工（以下「改修工事」という。）及び乙の甲に対するESCOサービスの提供を行うことを目的とする。

（契約の要領）

- 第3条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 1 契約件名 | 町田市立小中学校照明設備LED化業務委託 |
| 2 履行場所 | 町田市中町一丁目20番30号 町田第一小学校外42校 |
| 3 契約金額 | 円 |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 |
| 4 契約期間 | 契約確定日から2037年 3月31日まで |
| 5 LED照明器具の設置期限 | 2027年 3月31日まで |

6 契約保証金 免除

(定義)

第4条 この契約において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギーサービス

乙が甲に対して行うE S C O設備等の保守、維持管理をいう。

(2) E S C O事業

改修工事及び省エネルギーサービス等をいう。

(3) E S C O設備

改修工事により乙が設置した照明設備をいう。

(4) ベースライン

E S C Oサービスによる削減効果を算出する際の基準となるE S C Oサービス開始前の電気の平均的な1年間の使用量をいう。

(5) ベースライン金額

電気のベースラインに、仕様書等で定める単価を乗じて算出される金額をいう。

(6) E S C Oサービス料

維持管理期間（10年間）中に、甲が乙に支払う金額をいう。

(秘密の保持等)

第5条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、仕様書を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

4 前2項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(一括再委託の禁止等)

第7条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託させようとするときは、あらかじめ再委託者の名称、再委託業務の内容その他、甲が必要とする事項について書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、再委託させる第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

(損害賠償等)

第8条 乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、この限りではない。

2 甲は、自己の責めに帰する事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない

事由により生じた損害についてはこの限りではない。

- 3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(担当職員)

- 第9条 甲は、担当職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。担当職員を変更した時も、同様とする。
- 2 担当職員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく施工のための詳細図書等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく、工程の管理、立会い、施工の状況の検査又は材料の試験若しくは検査
- 3 甲が担当職員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 4 甲が担当職員を置かないときは、この契約に定める担当職員の権限は、甲に帰属する。

(業務責任者)

- 第10条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任し、書面により、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括するほか、この契約に基づく乙の一切の権限（契約金額の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

(LED照明設備の施工等)

- 第11条 乙は、自己の負担において、2027年3月31日までの間にESCOサービスを提供するための改修工事を実施し、ESCOサービスを甲に提供するとともに、2027年3月31日までの第14条第1項に規定する完了検査を合格した日をもって設備を甲に引き渡すものとする。
- 2 乙は、改修工事を行うに当たって、別紙1に規定する履行場所における甲の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、履行場所を来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- 3 乙は、契約締結後速やかに設計図、委託代金内訳書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、担当職員及び各事業対象施設の施設管理者と工程についての調整を行ったうえ、業務計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 5 乙は、業務写真及び打合せ議事録等の施工記録を作成し、第14第1項に定める完了届に添付するものとする。
- 6 乙は、この契約の施工に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 7 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 8 乙は、履行場所又は設置したＬＥＤ照明設備に緊急の事態が生じたときは、これに対応するため、甲に通知のうえ、履行場所に立ち入ることができるものとする。
- 9 暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事を施工できないときは、甲は、改修工事の中止内容を直ちに乙に通知し、改修工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事の中止内容を乙に通知し、改修工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 11 前２項の規定により改修工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第１項の規定にかかわらず、改修工事の完了日について、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（運転管理等）

第 12 条 乙は、甲との協議により、十分な省エネルギー効果を発揮するようＥＳＣＯサービスを提供しなければならない。

（甲の通知義務）

第 13 条 甲は、契約期間内においてＬＥＤ照明設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

2 甲は、保証期間内においてＬＥＤ照明設備の故障又は不具合を発見したときも同様とする。

（維持管理）

第 14 条 乙は、第 13 条各項の規定による通知を受けたときは、直ちに点検を行い、ＥＳＣＯサービスの提供に支障を来さないよう、甲及び施設管理者の承諾を受けて修繕、交換等を行わなければならない。

2 前項の規定により乙がＬＥＤ照明設備の修繕、交換等を行う際の経費については、乙がこれを負担する。

3 乙は、甲の建物の照明の快適性能を改修工事竣工時と同等に維持するものとする。

（履行報告）

第 15 条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（検査）

第 16 条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して乙の費用負担で検査を受けなければならない。

2 乙は甲に完成届を提出する前に、事前に乙の費用負担でＬＥＤ照明設備の自社検査を行わなければならない。

3 乙は、ＥＳＣＯ設備が実施計画書に記載された内容を満たしていることを検査し、完成図書を添付し、完了届を甲に提出する。

4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第１項の検査に立ち会わなければならない。

5 乙は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 乙は、第１項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したもの

とする。

（再履行）

第 17 条 甲は、乙が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の検査に準用する。

第 18 条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じて、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（指定期日の延期等）

第 19 条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

（契約内容の変更等）

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第 21 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、甲と乙のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、この契約に基づく義務を履行できない場合は、甲と乙とが協議の上、次のいずれかによることとする。

(1) 不可抗力による状況が改善されるまで、履行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。

(2) 甲又は乙が他方に対しての義務を履行することが不可能な事態においては、10 日前までに甲は乙に乙は甲に通告を行った上で、契約を終了する。

(3) 前号の規定により改修工事等の期間に契約を終了した場合は、甲は、E S C O 設備の所有権を甲と乙との合意に基づく金額で甲に譲渡する。

（E S C O サービス料の算出）

第 22 条 甲は、乙が負担する以下の各号に要する費用の総額をこの契約の E S C O サービス料とする。

(1) 現地調査及び詳細設計の実施

(2) 施工図面及び実施計画の作成

(3) 契約に要する経費（印紙代は、乙の負担とする。）

(4) 使用する機器の調達

(5) 施工に当たり必要となる官公庁への届出等の手続事務

(6) 工事施工

- (7) 施工監理
- (8) 撤去した設備の運搬・廃棄
- (9) その他、この契約の実施に伴う経費
- (10) 乙の利益

(契約金額の支払)

第 23 条 乙は、第 16 条第 1 項の検査に合格したときは、E S C O サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から 1 カ月を経過した後は 1 カ月が経過する毎に、年度支払い限度額の 1 2 分の 1 の範囲内の金額を、当該年度に係る E S C O サービス料の一部として、甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から第 1 項による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、金額を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に金額を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第 24 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 17 条第 1 項の再履行がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 24 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第 26 条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判断したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 24 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前 2 条又は第 28 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第 25 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 26 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
 - (2) 第 20 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第 27 条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分

があるときは、甲は当該履行完了部分に対する金額相当額を支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第24条、第24条の2又は第24条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第25条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

- 第28条 乙は、第24条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第24条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

- 第29条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権）

- 第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- (1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用する等していると認められるとき。
 - (5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約

の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

（反社会的勢力を排除するための連携）

第31条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

（不当要求行為等を受けた場合の措置）

第32条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) この契約の履行のために締結する契約の相手方（以下「当該相手方」という。）が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。また、当該相手方から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 2 乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第24条第1項及び前項により乙が遵守を求められていると同様の内容を約定しなければならない。
- 3 乙が第1項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。
- 4 第28条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。

（用語の定義）

第33条 第24条の2、第30条から第32条までに掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
- (2) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. アからエまでに掲げるもののほか、契約の履行に関する秩序の維持、安全確保又は契約に基づく業務の実施に支障を生じさせる行為
- (3) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接

雇用契約を締結している正社員。

(疑義の決定等)

第 34 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、上記の委託契約について、対等な立場における合意により公正な契約を締結し、本契約書と一体をなす仕様書等に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本契約書〇通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

2025年 月 日

甲	(所在地)	町田市森野二丁目 2 番 2 2 号	
	(名 称)	町田市	
	(代表者)	町田市長 石坂 丈一	印

乙	代表企業		
	(所在地)		
	(名 称)		
	(代表者)		印

構成員			
	(所在地)		
	(名 称)		
	(代表者)		印

構成員			
	(所在地)		
	(名 称)		
	(代表者)		印

構成員			
	(所在地)		
	(名 称)		
	(代表者)		印